

志々伎小学校いじめ防止基本方針

【 学校教育目標 】

郷土を愛し、心豊かで、主体的に学び続ける子どもの育成

【 目指す子ども像 】

- ①・・・自然に親しむ優しい子
- ②・・・自分で学び、考える子
- ③・・・気力、体力を高める子
- ④・・・将来の夢をめざす子

【 PTAとの連携 】

理事会・学級懇談会
PTA行事
ふれあい運動会
もちつき大会
朝のあいさつ運動
学校・学級便り等の配布

【 いじめ対策委員会 】

校長，教頭，生活指導主任
関係担任，養護教諭

全職員「こども理解の時間」

【 関係機関 】

平戸市教育委員会
平戸市こども未来課
平戸警察署・生指連
健全育成会・補導委員会
自治会・老人会・婦人会
学校支援会議・学校評議員会

【 いじめの定義 】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

【 基本理念 】

- ・いじめはどの子供にも起こりうる。
- ・どの子供も被害者にも加害者にもなりうる。
- ・児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

【 目指す子ども像 】

- ・いじめをしない子ども
- ・いじめをさせない子ども
- ・いじめを許さない子ども

【 いじめの防止 】

《教職員》

- 縦割り班による共遊やボランティア活動など、子ども同士の結びつき＝「絆」の強化。
- 道徳的実践力を培う心に響く道徳教育の充実。「志々伎っ子の心を見つめる教育週間」
- 校長講話・全校朝会担当講話，児童会の取組による自己有用感・自己肯定感・規範意識の涵養。
- 情報モラル等，正しいマナーやルールを身に付ける学習の徹底。

《児童》

- いじめは人間にとって許されない行為であり、許されないということを学ぶ。
- 児童会を中心にいじめをなくすための活動を考え実践する。
- 友達のよさに気づき認め伝える。

《保護者》

- 保護者・地域による朝のあいさつ運動・声かけ運動の取組。
- いじめは人間にとって許されない行為であり、許されないということを子どもに伝える。
- 日頃から子どもが悩みごとなどを相談しやすい雰囲気を作る。

【 早期発見 】

《教職員》

- 全職員による「こども理解の時間」における情報共有・共通指導。
- 児童・保護者との対話の重視・信頼関係の確立。
- アンケート調査・個人面談等の実施による情報の収集。
- 地域・関係機関との連携。
- ネットパトロールの実施。

《児童》

- いじめを見聞きしたときやいじめられたときは、周囲の友だちや教職員や家族に伝える。

《保護者》

- 自分の子どもや他の子どもの変化に気づいたときは、学校や関係機関に連絡相談する。

【 いじめに対する措置 】

- 1 いじめの発見・通報
- 2 いじられた児童・いじめ通報児童の安全確保
- 3 教頭（校長）に報告
- 4 いじめ対策委員会招集・協議
- 5 関係児童への事情聴取（いじめの確認）
- 6 被害・加害児童保護者への連絡
- 7 被害・加害児童・家庭への支援指導、学校学級児童への指導

《被害児童・家庭への支援》

- 支えられている実感
 - ・ 心情の把握と共感
 - ・ 教師，友だちからの声かけ
- 即座・誠意の対応
 - ・ 校内外巡視の継続指導
 - ・ 正しい実態の把握
 - ・ カウンセリングマインド（SCの活用）
- 人間関係の改善・充実
 - ・ 原因や背景調査による解決
- 保護者との連携・協働
 - ・ 保護者への傾聴と理解
 - ・ 学校の対応説明と責任
 - ・ 今後の支援方法の明示
 - ・ 協働事項の確認

《加害児童・家庭への指導》

- 事実関係の確認
 - ・ 原因や背景調査
 - ・ 時系列調査
- 「いじめを許さない」
 - ・ 毅然とした指導
 - ・ 被害児童へ思いを寄せる指導
 - ・ 自己の非への気付き
 - ・ 謝罪と法的責任
- 保護者との連携・協働
 - ・ 事実関係の説明と確認
 - ・ 被害児童への謝罪
 - ・ 今後の指導方針の明示
 - ・ 協働事項の確認

《学校学級全体への指導》

- 事実関係の確認
 - ・ アンケート調査
 - ・ 聞き取り調査
- 人間関係の把握
 - ・ 原因や背景調査
- 個別指導・全体指導
 - ・ 「いじめをしない」
 - ・ 「いじめをさせない」
 - ・ 「いじめを許さない」
- 道徳・学級活動の充実
- 一人一人を大切にする学級経営
- 教育相談体制の確立
- 人権感覚を磨く指導

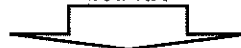
解決が困難な場合



【関係諸機関との連携による解決】

（平戸市教育委員会、平戸市福祉部、平戸警察署、学校評議員会、学校支援会議他）

解決後



【解決後の観察・指導】

- 表面的な解決をもって解消としない。
 - ・ 解消の判断
 - ① いじめの行為が3カ月何もない。
（重大案件は、学校設置者や関係組織の判断で期間設定）
 - ② 被害児童と保護者との面談で、被害児童の心身の苦痛がない。
- 被害児童の内面に寄り添い、継続して徹底的に守り通す。
- 加害児童の言動を継続して注意深く見守り観察する。